

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在日は、
(當日が休きと
の翌日)

る同条第十三項の規定により告示する。

平成四年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◆告 示 鳥取県土地利用基本計画の変更（交通・土地対策課）

定期種畜検査の実施（畜産課）

海岸保全区域の指定（漁港課）

都市計画の変更（二件）（都市計画課）

開発行為に関する工事の完了（〃）

一時保護を加えた児童の所持していたもの（児童家庭課）

理容師試験等の平成四年度第一回実地試験の実施（衛生課）

土地利用基本計画図中米子市の都市地域並びに鳥取市、国府町、岩美町、郡家町、河原町、気高町及び青谷町の森林地域に係る部分を次の図のとおり変更する。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県企画部交通・土地対策課に並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十二号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から平成四年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年四月十日

告 示

鳥取県告示第四百十一号

鳥取県土地利用基本計画を平成四年三月二十四日変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用す

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成四年五月十一日 午前十時	鳥取市国安 東部家畜市場（跡地）	乳用牛、肉用牛、 豚及び馬

平成四年五月十一日 午後一時	倉吉市大塚 中部家畜市場
平成四年五月十一日 午後三時	東伯郡赤崎町大字出上 家畜改良センター鳥取牧場
平成四年五月十二日 午前十時	西伯郡岸本町久古 西部家畜市場
平成四年五月十二日 午後一時	西伯郡西伯町大字北方 鳥取県中小家畜試験場
平成四年五月十二日 午後三時	東伯郡赤崎町大字松谷 鳥取県畜産試験場
	"
	"
	"
	"

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の鳥取県鳥取沿岸船磯漁港海岸船磯地区海岸の項の次に次のように加える。

鳥取県告示第四百十三号

昭和四十三年六月鳥取県告示第四百七十八号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成四年四月十日

鳥取県告示第四百十四号

鳥取県鳥取沿岸 長和瀬漁港海岸 長和瀬地区海岸	表の鳥取県鳥取沿岸青谷漁港海岸青谷地区海岸の項の次に次のように加える。
鳥取県鳥取沿岸 長和瀬漁港海岸 長和瀬地区海岸	<p>基点一と基点二とを直線で結んだ線並びに基点二、補助点二の一、補助点二の二、補助点一の二、補助点一の一及び基点一を順次に直線で結んだ線によつて囲まれた区域</p> <p>基点一 気高郡青谷町大字長和瀬字島邊り一三一一に設置した標柱</p> <p>基点二 基点一から二九度〇〇分三八四メートルの点</p> <p>補助点一の一 基点一から三八度〇〇分二五一メートルの点</p> <p>補助点二の一 基点二から一〇度〇〇分二三七メートルの点</p>

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成四年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・六・一号境港停車場岬町線（変更前三・六

・一号境停車場線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域
変更する部分

二

都市計画の変更に係る土地の区域
変更する部分

境港大正町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

三
縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆

の縦覧に供する。

平成四年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

の縦覧に供する。

平成四年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・六・一号境港停車場岬町線（変更前三・六

・一号境停車場線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域
変更する部分

二

都市計画の変更に係る土地の区域
変更する部分

境港大正町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

三
縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成4年4月10日 金曜日

報公懸取

平成4年11月11日(金)岐阜県押立取締会(11)第4回定期会
 11 開発区域に令められる地図の名義
 西伯郡田口町大字高柳
 11 開発許可を受いた者の住所及び氏名
 米子市東福原1丁目○番地-1
 大谷洋子

雜報

次に掲げる金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものです。
 この金品について返還請求権を有する者は、平成4年4月10日から6箇月以内に当所に申し出でください。

平成4年4月10日

鳥取県米子児童相談所長 枝 谷 満司郎

品名	種類	数量	児童が金品を所持するのに至った経緯等
10,000円札	2枚	平成3年11月19日頃、米子市富益町地内 において、路上駐車中の所有者不詳の怪四	
5,000円札	2枚	輪自動車から現金を窃取し、一部を消費し	
1,000円札	2枚	て、左記に掲げる現金を所持していたもの	
500円硬貨	2枚		

現金	100円硬貨	12枚	である。
50円硬貨	2枚		
10円硬貨	9枚		
5円硬貨	2枚		
1円硬貨	3枚		

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験の平成4年度第1回実地試験を次のとおり実施する。

平成4年4月10日

財団法人理容師、美容師試験センター理事長 柳瀬 孝吉

- 1 ^{試験期日} 平成4年6月15日（月）
 2 ^{試験会場} 鳥取市南吉方一丁目71-3

鳥取県理容美容高等専修学校

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）

(2) 受験願書受付期間

平成4年5月18日（月）から同月22日（金）までの午前10時から午後4時まで（郵送の場合は、5月22日（金）までの消印のあるものに

限る。)

(3) 受験手数料

9,000円を所定の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書等配布場所

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

(2) 受験願書等配布期間

平成4年4月21日（火）から同年5月13日（水）までの期間の午前9時から午後5時まで。ただし、この期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 問合せ先

〒680 鳥取市弥生町302-2

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

（電話0857-29-6086）